

令和8年度 役員定時選挙の投票要領

1. 投票方式

郵便投票だけです。

直接投票及び不在者投票はありません。

2. 投票の手順・送付方法

令和7年9月19日付けで、日本弁理士会選挙管理委員会より選挙人宛てに投票用紙、内封筒、外封筒及び候補者名簿が送付されます。

投票用紙に候補者の氏名を自書し、これを内封筒に入れ、その内封筒を外封筒に収めた上で、郵便ポストに投函して下さい。料金受取人払いですので、外封筒には切手を貼らずに投函して下さい。

・郵便投票のため、持参、宅配便、バイク便等の郵便以外による投票は認められませんので、ご注意ください(役員選挙規則第21条第6項)。

・選挙管理委員会から送付された外封筒以外は、郵便投票としての効力が認められませんので、ご注意ください(役員選挙規則第29条第4項)。

・以下の投票は無効になりますので、ご注意ください。(役員選挙規則第38条)。

第38条 次の投票は無効とする。

- (1) 第25条に規定する投票用紙及び内封筒を用いないもの。
- (2) 一の郵便投票用外封筒に複数の内封筒が入っているもの。
- (3) 一の内封筒に複数の同種の選挙に関わる投票用紙（常議員選挙にあっては、投票者が属する選挙区以外の選挙区の投票用紙を含む。）が入っているもの。
- (4) 候補者でない者（常議員選挙にあっては、投票者が属する選挙区以外の選挙区の候補者を含む。）の氏名を記載したもの。
- (5) 一の投票用紙に2人以上の候補者の氏名を記載したもの。
- (6) 候補者の氏名のほかに他の事項を記載したもの。ただし、その候補者の住所、登録番号又は敬称の類を記載したものは、この限りではない。
- (7) 候補者の何人を記載したかを確認できないもの。
- (8) 候補者の氏名を印書又は印刷したもの。
- (9) 内封筒に文字、記号などの他事記載のあるもの。

3. 投票期間

令和7年9月27日(土)～同年10月9日(木)午後5時到着まで

注意① 投票締切日時（令和7年10月9日（木）午後5時）までに選挙管理委員会に到達するように、投票用紙を郵送してください（役員選挙規則第29条第4項）。郵便以外の方法による投票は認められませんのでご注意ください。

注意② 投票用紙の送付は料金受取人払郵便で、通常の配達日数より2～3日多くを要しますので、早めに投函してください。

4. 投票用紙の再交付

郵便の未着により投票用紙が届かない場合又は紛失された場合には、日本弁理士会選挙管理委員会へ FAX(03-3581-9188)、電子メール(senkyo@jpaa.or.jp)又は郵送で請求することにより、投票用紙の再送付を受けることができます。

5 その他

以上のほか、今回の選挙に関して不明な点があれば、当クラブ選挙対策委員会の臼井尚まで、以下の電話でお問い合わせください。

TEL:06-6764-6664

（文書責任者 臼井 尚）